

佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 の利用の促進に関する条例

本市は、全ての障がい者に必要な支援や社会参加の機会などが確保され、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が、互いに尊重し合い、地域社会でいきいきと生活する姿を目指し、さまざまな施策を進めてきました。

しかしながら、日常生活や社会生活において、障がい者は、その障がいの特性から、音声や文字では話の内容や文章の意図が理解しにくかったり、自身の意思や感情を相手に伝えることができなかつたりするなど、情報の取得や他者とのコミュニケーションが困難な場合があります。

手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現、写真、絵図などは、障がい者が日常生活や社会生活を営む上で欠かすことのできないコミュニケーション手段です。その障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できる機会は十分に確保されているとはいえ、必要な情報の取得や他者とのコミュニケーションに隔たりが生じていることから、多くの障がい者が不便や不安を感じながら生活しています。

なかでも手話にあっては、手や指、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者が物事を考え、文化を創造するために必要な言語として大切に育まれ、ろう者とうろう者でない者が互いに尊重し合い意思疎通を行うための言語であるにもかかわらず、長年に渡り、言語として認められてこなかった歴史があります。我が国が平成26年に批准した障害者の権利に関する条約において、手話が音声言語と同じく言語であることが明確化されていますが、手話言語に対する理解は十分には進んでいない現状です。

このような状況において、全ての市民が手話が言語であること及び障がい者一人ひとりの異なる障がいの特性や障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について理解を深め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を障がい者が自ら選択し、利用できる環境を整備することにより、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、いきいきと生活する地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及（手話が言語の一つであることを普及することをいう。以下同じ。）及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進方針を定めることにより、意思の疎通に困難がある障がい者が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択し、利用できる環境を整備することで、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション手段 言語（手話（触手話及び弱視手話を含む。）を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、写真、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がい者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣習、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。
- (2) 手話言語の普及については、手話が独自の言語であつて、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であると認識されるべきものであること。
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できることの重要性を全ての市民が認識し、その手段を自ら選択し、利用できる機会が、全ての障がい者に可能な限り、確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深め利用の促進を図るとともに、障がい者が円滑に情報を取得し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択し、利用できる環境の整備に必要な施策を講じるものとする。

- 2 前項の規定による施策の推進に当たっては、関係団体、県等と連携を図るものとする。
- 3 市は、第1項の規定による施策が、障がいの有無にかかわらず、全ての市民の情報取得及びコミュニケーション手段の利用の促進に資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 全ての市民は、第3条の基本理念に対する理解を深め、前条第1項の規定により市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に対する理解を深め、第4条第1項の規定により市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮（障がい者（本人の意思表示が困難な場合における家族、介助者、その他コミュニケーションを支援する者を含む。）から社会的障壁の除去を求められ、その実施に伴う負担が過重でないときに行う調整や変更をいう。）を行うものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策について、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の促進
 - (2) 障がい及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する理解の促進
 - (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することができる機会の拡充
 - (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
 - (5) コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、同行援護従業者その他の障がい者のコミュニケーションを支援し、又は補助する者をいう。）の確保及び養成
 - (6) 災害その他緊急時において、障がい者が情報を取得し、コミュニケーションを行うために必要な支援
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により策定する市町村障害者計画との整合性を図るとともに、障がい者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。
- 3 市は、第1項各号に掲げる施策の推進に当たっては、その進捗について検証し、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。